

(案)

## 令和6年度 佐賀県伊万里港集荷助成制度

### Q & A

(令和6年 月 日 作成)

Q① “新規利用(一定期間不利用も含む)”とはどういうことでしょうか？

A① これまでに伊万里港の利用実績が全くない荷主が、初めて伊万里港を利用する場合に加え、過去3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)に伊万里港の利用実績がない荷主が、改めて伊万里港を利用する場合にも、本助成制度の対象貨物となり得ます。

-----  
Q② 新規利用者の要件の一つに『伊万里港を利用した新たな物流ルートを構築する荷主』とありますが、具体的にどういうことでしょうか？

A② 伊万里港を使って輸出又は輸入を行った実績\*がない国と、新たに輸出又は輸入を行う荷主を指します。輸出と輸入は区別しますので、これまでに輸出しか行ったことがない国から新たに輸入を行う場合なども新規利用の対象となり得ます。

※実績は、過去3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)を対象とします。

-----  
Q③ 新規利用者が『伊万里港トライアル助成制度』の申請を行うのですが、同一コンテナ貨物に対して物流事業者が集荷助成制度に申請することは可能でしょうか？

A③ 『伊万里港トライアル助成制度』と『伊万里港集荷助成制度』は、同一コンテナ貨物での併用が可能です。『伊万里港集荷助成制度』の新規利用者はもれなく『伊万里港トライアル助成制度』の交付対象となり得ますので、物流事業者様からも積極的に申請を推奨されてください。

(但し、1事業者当たりの上限の範囲内に限ります。)

(案)

---

Q④ 新規利用者の継続利用見込申告書を提出することになっていますが、計画どおりに伊万里港を利用されなかった場合はどうなるのでしょうか？

A④ 申請時における荷主企業としての利用見込を申告してもらうためのものであり、やむを得ない事由により達成できなかった場合でも罰則等はありません。但し、明らかな虚偽の申告にて助成交付された場合には、交付要綱第8条に基づき、助成金の返還を求めることがあります。

---

Q⑤ 助成金交付時期は『令和7年3月31日までに』とありますが、具体的にいつ頃、交付されるのでしょうか？

A⑤ 原則、年度末にまとめて交付します。但し、申請者の都合等で早期交付をご希望の場合は、事務局へご相談ください。  
(申請者への交付決定通知は、毎月の申請毎に行います。)

---

Q⑥ 国内輸送で伊万里港を使ってみようと考えている荷主は“新規利用”の対象となり得ますでしょうか？

A⑥ 本助成制度は、国際コンテナ貨物の輸出又は輸入を対象としており、国内輸送は助成対象とはなりません。  
(国際フィーダー航路を使った海外との輸出入は対象です。)

---

Q⑦ 助成対象者の要件として『原則として1年以上事業活動を継続している事業者』とありますが、子会社へ事業継承を行った場合はその子会社は助成対象者となりますでしょうか？

A⑦ 助成金の交付の申請時点において事業活動期間が1年未満の事業者であっても、助成金交付の申請時点において1年以上事業活動を継続している事業者から正当に事業が引き継がれていると判断できる場合には助成対象となり得ます。

(案)

(助成制度の申請・支払に関する問合せ先)

担当：佐賀県伊万里港振興会事務局（伊万里市伊万里湾総合開発課内）

TEL：0955-23-2466 FAX：0955-22-4562

e-mail：[imariwan@city.imari.lg.jp](mailto:imariwan@city.imari.lg.jp)

(助成制度の内容に関する問合せ先)

担当：佐賀県港湾課／宮原、小林

TEL：0952-25-7163 FAX：0952-25-7315

e-mail：[kouwan@pref.saga.lg.jp](mailto:kouwan@pref.saga.lg.jp)

以上